

京都市交通局管理規程 4 - 3 (京都市交通局契約規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 7 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 3 条第 1 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 23 条第 1 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)